

使用料改定のお知らせ

日頃は、東公園、西公園、ちどり公園等をご利用いただき、誠にありがとうございます。この度、条例の改正に伴い、以下のとおり使用料を改定します。

改定日：令和5年4月1日

	改定前	改定後
行商、募金その他これらに類する行為	1,000円／1日	1,010円／1日
業として行う写真の撮影その他これに類する行為	5,000円／1日	5,090円／1日
業として行う映画の撮影その他これに類する行為	10,000円／1日	10,180円／1日
港湾環境整備施設の全部又は一部を独占して行う競技会、集会その他これに類する催し	1,000円／1日1,000平方メートルまでごとに／4時間以上8時間未満	1,010円／1日1,000平方メートルまでごとに／4時間以上8時間未満
	1,500円／1日1,000平方メートルまでごとに／8時間以上	1,520円／1日1,000平方メートルまでごとに／8時間以上
港湾環境整備施設の全部又は一部を独占して行う展示会その他これに類する催し	1,250円／1日1,000平方メートルまでごとに／4時間未満	1,270円／1日1,000平方メートルまでごとに／4時間未満
	2,500円／1日1,000平方メートルまでごとに／4時間以上8時間未満	2,540円／1日1,000平方メートルまでごとに／4時間以上8時間未満
	3,750円／1日1,000平方メートルまでごとに／8時間以上	3,810円／1日1,000平方メートルまでごとに／8時間以上
照明施設	1,500円／1基1回1時間までごとに	1,520円／1基1回1時間までごとに

何卒、ご理解をいただき、今後とも変わらずのご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

問い合わせ先： 川崎市港湾局 044-287-6034